告 示

埼玉県告示第二百六十五号

とを命ずる。 豚及びいのししの所有者に対し、 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条第一項の規定により、 次のとおり実施する監視伝染病の注射を受けるこ

令和六年三月十九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一実施の目的

豚熱の発生の予防

一実施する区域

県内全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育してい る豚 及び \mathcal{O} しでその所在地を管轄する家畜保健衛生所の

長が必要と認めるもの

四 実施の期日

令和六年四月一 日 から令和 七年三月三十一日までの間 において当該家畜の所在

地を管轄する家畜保健衛生所の長の定める日

五 注射の方法

皮下又は筋肉内注射

六 その他

実施 0 細部 に 0 11 て は、 当該家畜の所在地を管轄する家畜保健衛生所の 長の指

示による。